

共通事項

令和3年度介護サービス事業者集団指導 (峡南保健福祉事務所)

1

はじめに ～介護・福祉人材に関するアンケート調査結果～

調査概要

- <実施期間> 令和2年11月4日～令和2年11月20日
- <実施方法> 調査票を郵送配布し、FAXで回答
- <調査対象> 峡南管内に事業所を有する全ての事業所（サービス別に回答）
- <回答状況> 81%（160サービス/197サービス）

職種・年齢層別人数

項目	現状	45歳未満	55歳以上	65歳以上	55歳以上の割合
ケアマネ	66	12	36	8	54.5%
介護職	753	315	272	107	36.1%
看護職	204	52	102	48	50.0%
リハ職	45	33	7	3	15.6%
その他	227	68	113	53	49.8%
合計	1,295	480	530	219	40.9%

事業所の感じる現状の不足人数

ケアマネ	介護職	看護職	リハ職	その他	合計
17	92	23	4	2	138

2

本日の説明内容

1. 知ってほしいこと
2. 令和3年度改定で義務化された事項
3. その他の留意事項

1. 知ってほしいこと

介護保険制度の基本理念

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるものとする**。

5

業務管理体制の整備・届出

(業務管理体制の整備等)

第百十五条の三十二 介護サービス事業者は、厚生労働省で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

(法令遵守等)

第七十四条第六項 要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(休廃止時のサービス確保義務)

第七十四条第五項 事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内にサービスを受けていた者であって、引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6

確認すべき情報源

➤ 遵守すべき介護保険法等関係法令

主な関係法令

- ・介護保険法
- ・老人福祉法
- ・社会福祉法
- ・労働基準法
- ・公益通報者保護法
- ・各法に基づく政省令、告示等
- ・法令の規定により条例に委任された基準等に関する県条例等

➤ 県からのお知らせ等

県から事業者あてに周知する情報につきましては、「WAMNET」上の山梨県のコーナーに掲載しますので、定期的に関覧し「県からのお知らせ」をご確認ください。

特に周知したい事項については、メールやFAXでも周知することがあります。

※ Google等検索エンジンにて「ワムネット山梨」と検索

(URL : <https://www.wam.go.jp/wamappl/19YAMANANA/19ma01ma.nsf/menu?OpenForm>)

➤ 各種様式など

指定事業所に関する事項や算定する加算などに関する変更などにかかる提出書類一覧や様式等は次の場所に掲載されています。

峡南保健福祉事務所 <https://www.pref.yamanashi.jp/kn-hokenf/72687944869.html>

各種届出について

➤ 指定・許可期間の更新

みなし指定事業所を除く指定介護サービス事業者は6年ごとに、更新手続きが必要。(指定満了日の14日前まで)

➤ 指定・許可事項の変更

事業所として指定を受けた事項のうち、法令等で定める事項に変更が生じた場合は、変更日の10日後までに変更届出書の提出が必要。

➤ 介護給付費算定に係る体制等の変更

介護給付費の算定にあたり、事前に届出が必要な事項に変更が生じる場合は、変更する月の前月の15日までに変更届の提出が必要。

➤ 事業の廃止・休止

事業所を廃止・休止する場合は、廃止・休止の1か月前までに届出が必要。

各種届出の手続について

➤ 届出先

各種届出は「指定権者」に対して行う必要があります。

サービス種別	届出先
訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）特定福祉用具販売	峡南保健福祉事務所
居宅介護支援、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護	事業所の所在する町

➤ 提出書類など

- 峡南保健福祉事務所関係
⇒ホームページを御確認下さい。 <https://www.pref.yamanashi.jp/kn-hokenf/72687944869.html>
- 町関係
⇒各町の介護保険担当窓口でご確認下さい。

➤ 注意事項

- 総合事業も含め、市町村単位で指定を受ける場合は全ての市町村に手続が必要

2. 令和3年度改定で義務化された事項

令和3年度改定で義務化された事項

サービス種別	対応期限
① P D C Aサイクルの推進	当分の間、努力義務
② ハラスメント対策の強化	セクハラは即時、パワハラはR4.3.31まで
③ 業務継続計画の策定等	R6.3.31までは努力義務
④ 感染症発生・まん延防止措置	R6.3.31までは努力義務
⑤ 虐待等の防止	R6.3.31までは努力義務

※ 全サービスに関係する事項のみ

11

① P D C Aサイクルの推進 (1/2)

基準

- 指定居宅サービスの提供にあたっては、介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。
- この場合において、科学的介護情報システム（LIFE）に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。

背景

- 介護サービスの需要増大が見込まれるなか、制度の持続可能性を確保できるよう、介護職員の働き方改革と利用者に対するサービスの質の向上を両立できる、新たな「介護」のあり方について検討が必要とされてきている。
- 利用者の生活を支援し尊厳を保持するだけでなく、職員の対応によって利用者の生活機能などを向上させることも期待されつつある。
- 介護分野では、医療における「治療効果」等のように関係者間でコンセンサスの得られた評価指標が必ずしも存在するわけではなく、個々の利用者等の様々なニーズや価値判断が存在する。
- 介護分野でも、科学的手法に基づく分析を進め、エビデンスを蓄積し活用していくことで、分析成果のフィードバックによる介護サービスの質の向上も期待できる。

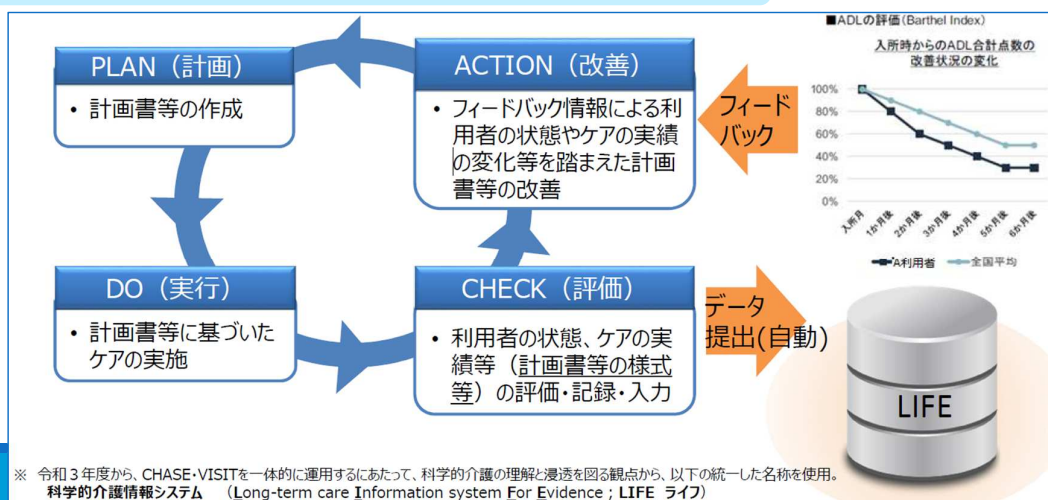
12

① P D C Aサイクルの推進 (2/2)

科学的介護推進に向けた経過

- エビデンスに基づいた自立支援・重度化防止等を進めるためには、科学的に妥当性のある指標等を収集・蓄積及び分析し、また分析の結果を現場にフィードバックする仕組みが必要
- 平成28年度から、通所・訪問リハビリテーションの計画書等の情報を収集し、フィードバックするVISITの運用開始
- 令和2年度から、高齢者の状態やケアの内容等の情報を収集するCHASEの運用開始
- 令和3年度から、VISITとCHASEの一体的な運用が開始されるとともに、名称が「科学的介護情報システム(LIFE)」とされた。

LIFEを活用した科学的介護の推進のイメージ



13

② ハラスメント対策の強化 (1/2)

基準

- 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護サービス従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）において規定されているとおり。

背景

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定された。

14

② ハラスメント対策の強化（2/2）

事業主が講ずべき措置の具体的な内容

- ① セクシャルハラスメントやパワーハラスメントに関し、職場においてハラスメントになる内容及び職場においてハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- ② ハラスメントに関する相談に対応する担当者を定める等により、相談対応窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。
- ③ 職場においてハラスメントに係る相談の申出があった場合において、迅速かつ適切に対応する。
- ④ 職場におけるハラスメントに係る相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置
- ⑤ ハラスメントに関して相談をしたこと等により、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する。

③ 業務継続に向けた取組の強化（1/4）

基準

- 介護サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 介護サービス事業者は、介護サービス従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 介護サービス事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

背景

- 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、感染症や非常災害の発生時であっても、感染防止対策等の徹底を前提とした継続的なサービスの提供が求められている。
- このため、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等をまとめておくことが求められる。

③ 業務継続に向けた取組の強化 (2/4)

感染症発生時の対応策

新型コロナウイルス
感染症発生の流れ

発症2日前から
ヒトにうつす
可能性あり



発症



受診・検査



治療



2日前
・
・
0日
(発症日)

事業所の対応(例)

感染疑い者等への対応

- 個室管理
- 家族への連絡
- 他の体調不良者の確認
- 消毒
- 管理者への連絡

確定診断後の対応

- 保健所との連携
- 濃厚接触者への対応(利用者及び職員)
- 職員の確保/業務内容の調整
- 連絡・調整(利用者・家族・関係機関等々)
- 職員の過重労働やメンタルヘルスの対応

ここは
頑張って!

考えておくこと

- ✓ 報告・連絡・相談のルール
- ✓ 職員が自宅待機になった場合の業務
- ✓ どのような状態になったらサービス提供継続が難しいか

③ 業務継続に向けた取組の強化 (3/4)

災害発生時の対応策

災害発生時

建物が壊れたり、
物が落ちてくる



ライフラインが
途絶える



道路が
通れなくなる



事業所の対応(例)

身体、生命の安全確保

- 利用者の安全確保、安否確認
- 施設内外への避難

業務内容の調整

- 業務内容の判断
- 連絡・調整(利用者・家族・関係機関等々)

ここは
頑張って!

考えておくこと

- ✓ 想定される被害(ハザードマップをチェック)
 - ✓ 避難場所・避難方法
 - ✓ サービス提供の可否を判断する基準
 - ✓ 優先業務とその実施方法
- (例) 家族への引き渡しや避難所への移送、事業所内にとどまる場合の対応、安否確認すべき利用者の整理や安否確認方法等

③ 業務継続に向けた取組の強化（4/4）

対応すべき事項

対応すべき事項	留意点
①業務継続計画（BCP）等の策定 ※考える	「感染症に係る業務継続計画」と「災害に係る業務継続計画」の2つの計画をつくる
②研修の実施 ※共有する	業務継続計画の具体的内容の共有 平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行 年1回以上開催
③訓練の実施 ※実施可能か確認する	役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等 年1回以上開催

- 計画作成にあたっては次のガイドラインを参照
 - ▶ 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
 - ▶ 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

④ 感染症対策の強化（1/6）

基準

- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を介護サービス従業者等に周知徹底を図ること。
- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 介護サービス従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

背景

- 介護保険サービスの利用者は、一般に感染症に対する抵抗力が弱く、また介護施設や事業所で感染症が一旦発生すると集団発生となることも多いため、介護現場では適切な感染予防対策が重要とされてきた。
- 2020年の新型コロナウイルス感染症の流行により、感染対策の重要性とともに、無症状病原体保有者からの感染事例などから、完全に感染症を予防することが容易ではないことも再認識されるようになった。

④ 感染症対策の強化（2/6）

対応すべき事項

対応すべき事項	留意点
① 対策を検討する委員会の開催 （感染対策委員会の開催）	メンバーの責任及び役割分担を規定 専任の感染対策担当者を決めておく おおむね6月に1回以上開催 他サービス事業者との連携等による 開催も可
② 指針の整備	平常時の対策及び発生時の対応を 「介護現場における感染対策の手引き」を参照しながら規定する
③ 研修及び訓練の実施	事業所内の役割分担の確認、感染症 や災害が発生した場合に実践するケ アの演習等を研修内容 年1回以上開催

21

④ 感染症対策の強化（3/6）

感染対策委員会

目的	事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する
構成メンバー	感染症対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成 （専任の感染対策担当者を決めておく）
頻度	おおむね6カ月に1回以上
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> 指針に関すること（平常時の対策、発生時の対応）
その他	<ul style="list-style-type: none"> テレビ電話装置等による実施可 他の会議体との一体的実施、他事業者との連携による実施 ともに可

22

④ 感染症対策の強化（4/6）

指針の整備

規程すべき内容	①平常時の対策 ②発生時の対応
①平常時の対策	<ul style="list-style-type: none">事業所内の衛生管理（環境の整備等）ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
②発生時の対応	<ul style="list-style-type: none">発生状況の把握感染拡大の防止医療機関や保健所、市町村等関係機関との連携行政等への報告事業所内の連絡体制、関係機関との連絡体制 等

23

④ 感染症対策の強化（5/6）

研修

頻度	<ul style="list-style-type: none">年1回以上（新規採用時にも実施することが望ましい）
内容	<ul style="list-style-type: none">感染症対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発につながる内容衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行に関する内容
参考資料	<ul style="list-style-type: none">厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」
その他	<ul style="list-style-type: none">研修の実施内容の記録が必要

訓練

頻度	<ul style="list-style-type: none">年1回以上
内容	<ul style="list-style-type: none">発生時の対応のシミュレーション事業所内の役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの演習を行う
その他	<ul style="list-style-type: none">机上でも実地でも可

④ 感染症対策の強化（6/6）

ここは
頑張っ
て！

考えておくこと

- ✓ 日頃の感染対策の見直し
 - ✓ 日頃の感染対策を職員全員が徹底するための方法

 - ✓ 報告・連絡・相談のルール※
 - ✓ 職員が自宅待機になった場合の業務※
- ※業務継続に向けた取組の強化で行うことと同じ
- ✓ 新型コロナウイルス感染症だけではなく、他の感染症の発生予防・まん延防止についても検討すること（インフルエンザ、ノロウイルス等）

25

⑤ 高齢者虐待防止の推進（1/4）

概要

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

基準

- 運営基準（省令）において、以下を規定（※訪問介護の例）
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

ポイント

- ✓ 運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を定めなければならない。
- ✓ 虐待防止のための指針整備、担当者決め、研修、委員会開催を行わなければならない。【経過措置3年】

⑤ 高齢者虐待防止の推進（2/4）

虐待防止検討委員会

目的	虐待の発生防止、早期発見に加え、発生時に再発防止の対策を検討する
構成メンバー	管理者を含む幅広い職種で構成
検討事項	<ul style="list-style-type: none">イ 虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関することロ 指針の整備に関することハ 職員研修の内容に関することニ 従業員が相談・報告できる体制整備に関することホ 高齢者虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することヘ 虐待等が発生した場合、その発生の原因等の分析から得られ得る再発防止に関することト 再発防止策を講じた際に、その効果の評価に関すること

⑤ 高齢者虐待防止の推進（3/4）

虐待防止のための指針

指針に盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none">イ 虐待防止に関する基本的考え方ロ 虐待防止委員会その他の事業所内の組織に関する事項ハ 職員研修に関する基本方針ニ 虐待発生時の対応方法に関する基本方針ホ 虐待発生時の相談・報告体制に関する事項ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項リ その他虐待防止推進のために必要な事項
-----------	---

⑤ 高齢者虐待防止の推進（4/4）

従業員に対する研修

頻度	<ul style="list-style-type: none">年1回以上新規採用時には必ず実施
内容	<ul style="list-style-type: none">虐待等の防止に関する基本的内容など適切な知識を普及・啓発につながる内容虐待防止の徹底に関する内容
記録	<ul style="list-style-type: none">研修内容について記録を残しておく

担当者の選定

選定方法	<ul style="list-style-type: none">専任かつ虐待防止委員会の責任者と同一の従業員が望ましい
------	---

29

3. その他の留意事項

30

① 介護サービス情報の公表について

概要

- 介護サービス事業者は、介護保険法第115条の35に基づき、介護サービス情報の報告が義務付けられています。介護サービス情報が公表されることにより、事業所は、サービス改善のための自主努力などを自ら公表し、より適切な事業者が利用者に選ばれることを通じて、介護サービスの質の向上が期待されています。
- 令和3年度改定からは認知症に係る事業者の取組状況に関しても入力求められる。

対象

- 全てのサービス（居宅管理指導を除く）

方法

- 事業所指定時に配布された事業所ごとのID及びパスワードを用いて、国が管理する公表システムサーバーに直接、情報を入力（報告）する。
- ※ ID、パスワード、ログイン先など、情報の報告に関する問合せは、
山梨県 健康長寿推進課 介護サービス振興担当（055-223-1455）まで

31

② 署名・押印について（1/3）

基準

※表記の都合上、基準、通知を一部加工しています。

- 事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。
- この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱う。
- 指定居宅サービス事業者は、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、文書を交付して説明を行い、サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならない。
- 個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 居宅介護支援事業者は、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等の説明は、文書の交付に加えて口頭での説明を行い、必ず利用申込者から署名を得なければならない。
- 指定居宅介護支援の提供にあたっては、前6月間に作成された居宅サービス計画における、訪問介護等が位置付けられた計画の占める割合、及びそれら訪問介護等ごとの回数のうち同一事業者によって提供されたものが占める割合等につき、文書の交付に加えて口頭での説明も懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。
- 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及び担当者に交付しなければならない。
- 介護サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

32

② 署名・押印について (2/3)

参考にすべきとされる「押印についてのQ&A」の概要

- 私法上、契約は当事者の意志の合致により成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされない。
- 民訴法第228条第4項に「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」という規定がある。
- 文書の真正な成立は、相手方がこれを争わない場合には、基本的には問題とならないが、争う場合、文書の成立の真正は、押印の有無のみで判断はされない。

自治体に提出する書類

- 山梨県に提出する書類については「新規指定申請」及び「誓約書」を除き、原則押印不要
- メールによる提出などを積極的にご活用下さい。
提出先：kn-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp

33

② 署名・押印について (3/3)

何のために行うのか

- 契約書
 - ⇒ 介護保険法上、作成の義務はない
 - ⇒ 事業者、利用者双方の権利義務を明確にすることで後々の紛争を防止する
- 重要事項説明書
 - ⇒ 利用者がサービスを選択するために必要な情報について説明を行い、自主的な選択の結果としてサービスを受けることの同意を得たことの確認を行う
- 居宅介護支援事業者が行う特別な説明（これだけ署名要件がある）
 - ⇒ 複数の事業者の紹介を求めることや、事業者の選定理由の説明を求めることが可能であることについて理解を得る
 - ⇒ 利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏っていないことの理解を得る
- 居宅サービス計画・個別サービス計画
 - ⇒ 利用者を選択を求めることは介護保険制度の基本理念
 - ⇒ 利用者の意向の反映の機会を保障
- 個人情報利用の同意
 - ⇒ 関係するサービス担当者間で個人情報を共有することの同意を得る

34

③ 認知症ケアについて

- 令和3年度改定では、介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点からいくつかの見直しが行われた。

① 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

<対象> 福祉用具貸与、居宅介護支援、無資格者がいない訪問系を除く全サービス

<概要> 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない者に対して、**認知症介護基礎研修**を受講させることが必要。

② 認知症専門ケア加算等の見直し

<対象> 訪問介護、訪問入浴、（地域密着）通所介護など

<概要> 利用者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が50%以上の事業所で**認知症介護実践リーダー研修**修了者を必要数配置し、必要な対応を行った場合に3単位/日、さらに**認知症介護指導者養成研修**修了者を配置して事業所全体の認知症ケアの指導等を行う場合は4単位/日

③ 認知症に係る取組の情報公表の推進

<対象> 居宅療養管理指導を除く全てのサービス

<概要> 介護サービス情報公表システムにおいて、利用者が事業所の認知症対応力を把握するのに資する情報（研修受講状況や認知症に係る取組状況等）の公表が必要。

35

④ 事故発生時の対応について

概要

- 県内の事業所については、次の①～③の場合に、市町村等に報告することになっている。
 - ① サービスの提供中に利用者に医療機関での受診を要するケガ又は死亡事故が発生した場合
 - ② 利用者の処遇に影響する従業員の法令違反・不祥事等が発生した場合
※ 例えば利用者等からの預かり金の横領など
 - ③ その他、報告が必要と認められる事故が発生した場合

主な手続

<報告時期> まずは事故後、速やかに第一報

事故処理の区切りがついたところで文書報告

<報告先> 被保険者の属する市町村と、被保険者及びその家族

<報告様式> 介護保険サービス提供中の事故発生に係る報告書

※ 詳細は山梨県の「**介護保険サービス提供中の事故発生に係る取扱要領**」を参照

36

⑤ 非常災害対策について

概要

※ 通所系サービスのみに関する規定

- 山梨県では、本県の地域特性等から、多様な災害への対策が必要とされているため、介護サービス事業所の指定基準を定める条例において、国の基準に追加して「**非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定通所介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。**」という条項を追加している。
 - このため、事業所で作成する非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、**事業所ごとに発生することが予想される非常災害の種類に応じた**具体的計画を立てる必要がある。
 - また「非常災害時に、消防機関のほか、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、避難等訓練を実施する際に**関係機関との連携に努めること**」、「非常災害時に備え、飲料水、食糧、日用品その他の物質及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検に努めること」という規定も追加されています。
 - また、利用者の状況、居宅の場所等を勘案し、帰宅が困難となる者が発生することも想定して備えを行う必要があります。
- ※ 飲料水及び食糧の備蓄は3日分程度の備蓄に努めることともされています。

37

⑦ 運営規程への記載事項について

運営規程に規定する必要がある事項

	訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	居宅 療養	通所 介護	通所 リハ	居宅介 護支援
事業の目的及び運営方針	○	○	○	○	○	○	○	○
従業者の職種、員数及び職務の内容	○	○	○	○	○	○	○	○
営業日及び営業時間	○	○	○	○	○	○	○	○
利用定員						○	○	
指定サービスの内容及び利用料その他の費用の額	○	○	○	○	○	○	○	○
通常の事業の実施地域	○	○	○	○	○	○	○	○
サービス利用に当たっての留意事項						○	○	
緊急時等における対応方法	○	○	○	○		○	○	
非常災害対策						○	○	
虐待の防止のための措置に関する事項	○	○	○	○	○	○	○	○
その他運営に関する重要事項	○	○	○	○	○	○	○	○

38

⑧ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

概要

「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、主に人員基準の確認に使用する書類です。介護保険最新情報vol.805（R2.3.31）で、新しい参考様式が国からしめされていますが、現在、峡南保健福祉事務所のホームページ経由でダウンロードできるのは旧来の様式となっています。

職種	勤務形態	氏名	資格	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週					4週の合計	常勤換算後の人数	備考 (兼務先)			
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
				※勤務実績時間数							勤務実績時間数							勤務実績時間数							勤務実績時間数							勤務実績時間数										
管理者																																										

記載上の注意事項

様式はエクセル形式になっていますが、表の下方に記載上の注意事項が記載されていますので、記載前に必ず確認してください。

ここで記載する勤務時間には超過勤務の時間は含めません。

資格や職種については、各事業所で配置が必要とされている人員が必要数配置されていることが確認できるかどうか注意して区分してください。

電子データでの提出にご協力ください。

⑨ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

< 手続の時期 >

毎年度、7月末までに前年度の実績報告、2月末までに翌年度の計画書

※ 年度途中から算定を開始する場合は、算定開始月2ヶ月前までに計画書と介護報酬に係る算定体制の変更届を提出する。

< 書類提出先 >

- ① 複数の圏域に事業展開している ⇒ 県健康長寿推進課
- ② 1つの圏域のみに事業展開している ⇒ 峡南保健福祉事務所
- ③ 市町村指定の事業のみ展開している ⇒ 関係する市町村（複数あれば全て）

※ ①、②については市町村からも指定を受けている場合は関係する市町村にも書類の提出が必要

< 様式等掲載先 >

県健康長寿推進課WEBページ

「介護職員処遇改善及び介護職員等特定処遇改善加算に関する手続きについて」

URL : <https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/syoguukaizenkouhukin.html>

4. 終わりに

介護保険制度の理念

第一条 抜粋

尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう

第四条 抜粋

進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

第8期介護保険事業計画で目指す各町の姿

市川三郷町

住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らせる、人にやさしいまちづくり

早川町

ともに支え合い暮らしていける早川町

身延町

誰もが生きがいを持ち 支え合い 元気で暮らせる町

南部町

高齢者が住み慣れた南部町で最期まで暮らしていけるために

富士川町

やさしさと思いやりに包まれ、自分らしく暮らせるまち、ふじかわ

43

- この後は、個別事項の説明になります。
- 個別事項の説明が行われる事業者については、ブレイクアウトルームへの移動が行われますので、切替をお待ちください。
- 共通事項の説明のみ参加予定の事業者の方は、ここで終了になりますので随時、ご退出ください。

ご静聴ありがとうございました。

44